

会議録概要書

1.会議名 第6回中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会

2.日 時 令和7年12月16日（火）14時から（傍聴可能）

3.会 場 中間市役所別館3階 特別会議室

4.傍聴者 9名

5.概 要

①議事

- ・コミュニティ広場再編に係る意見集約について
→事前にいただいた質問及び意見について情報共有し、答申案作成に向けて審議
- ・学校再編に係る意見集約について
→これまで検討してきた施設整備の方向性について説明し、教育委員会事務局としての考え方を提示
→事前にいただいた質問及び意見について情報共有し、答申案作成に向けて審議

②事務局からの連絡

- 令和8年1月中旬頃に次回会議を開催予定

6.総 括

第6回会議では、委員からいただいたコミュニティ広場及び学校再編に係る意見について、事務局が回答または対応案の説明を行い、答申案作成に向けて委員の皆様にご審議いただきました。

令和7年1月に設置しました当検討委員会では、計6回の会議に加え、先進地視察を行い、答申に向けた審議を行ってまいりました。「市民のため、この再編を最良のものにしたい。」という熱意のこもった忌憚のない意見を、委員の皆様から多く賜りましたことにより、次回の会議にて最終答申案を審議することができる段階まで議論を進めることができました。

これを受け、事務局では、次回会議に向けて最終答申案の調整を行ってまいります。

なお、今回の会議は、これまでの会議と同様、傍聴可能な会議として開催しました。議事録は、出席者の個人名を除き、全文を公開いたします。

7. 議事録

【委員長】

それでは、定刻前ではございますが、皆様揃われましたので、第6回中間市コミュニティ広場学校再編検討委員会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、コミュニティ広場再編及び学校再編について、委員の皆様からいただいたご意見を共有させていただき、答申案作成に向けた審議を行ってまいります。

机上に会議資料、資料1 委員からの質問・意見集約（コミュニティ広場再編）、資料2 令和7年度中間市学校教育重点目標（概要版）、資料3 計画コンセプト、資料4 中学校再編に係る施設整備の方向性の検討について、資料5 新中学校における時代のニーズに合った学校づくりについて、資料6 委員からの質問・意見集約（学校再編）、以上の資料を用意しておりますが、不足はございませんでしょうか。

本日はC委員が欠席ですが、10名中9名の委員にご出席いただきしております、条例第7条第3項に規定される過半数以上の要件を満たしております。

それでは、次第により議事を進めてまいります。

議事（1）コミュニティ広場再編に係る意見集約について、事務局から説明をお願いします。

【再編局長】

はい。私からご説明させていただきます。

資料1の委員からの質問・意見集約（コミュニティ広場再編）をご覧ください。

これは、10月1日に開催した第5回再編検討委員会においてご説明いたしましたコミュニティ広場再編基本構想案について、ご質問・ご意見をいただきましたので、その内容をまとめたものでございます。資料の構成といたしまして、1ページ目に質問事項を、2ページ目以降に意見を記載し、カテゴリー別に分け、項目、質問・意見内容、その内容に対する回答または対応案を記載しております。ご説明につきましては、委員の皆様からいただいた貴重な意見でございますので、すべての内容について回答または対応案を述べさせていただきます。

それでは1ページ、1. 質問です。

事業スケジュールについて、①、9ページのコンセプトと目指す方向性に「夢応援テーマパーク～あらゆる人々が集い、楽しみ、学び、そして輝く～」とあるとおり、多くの人が足を運びたくなるようなゾーンにしていくことが重要であり、また防災の中心拠点となる現体育文化センターを速やかに安全な施設にする必要がある。さらに旧中央公民館の解体が終わり、空き地を管理していくことになり、草刈や砂の飛散防止等、維持管理に終始することが考えられる。

15ページに事業スケジュールの想定が示されているが、この基本構想が決定された後、いつ頃から着手し、完成がいつ頃になるのか伺いたい、というご質問です。

ご回答といたしまして、ご意見のとおり体育文化センターは指定避難所となっており、更新後も防災の中心拠点として機能が求められることから、早急に対応が必要であると考えており、基本構想の中でも明記しています。

事業スケジュール想定については、現段階では委員の皆様に目標を設定していただけるような資料等をお示しできない状況であるため、整備方針や想定される諸課題等を今後整理し、基本計画を策定していく段階で設定していくと考えています。

次に、用途地域変更、②、7ページ、「用途地域変更に向けて調整中」となっているが、変更に向けてはどのようなハードルがあるのか、また変更による問題はないのか、ご質問をいただいております。

これにつきましては、現在、都市計画課が県との協議を重ねながら、都市計画マスター・プランの策定を進めており、その中で通谷駅から中間駅までのエリアを中心拠点に設定し、コミュニティ広場周辺のエリアを商業地域へ用途地域を変更する方針が示されております。

なお、県も都市計画区域マスター・プランを策定してまちづくりを進めていることから、その計画との整合が必要であり、県との協議・調整が必須であることが主なハードルとして挙げられます。また、周辺住宅地に配慮した開発等が求められるものの、変更による問題は生じないものと考えます。

2ページ、2. 意見です。

(1)基本構想策定に向けた議論について、議論の方向性、①、今回の再編基本構想案は、市内の中間市公共施設の7割強の再編・統合・集約の議論であり、20年後30年後を見据えた中間市のまちづくり計画と捉えた議論をする必要がある。②、中間市の公共施設の全体を見直し、再配置・複合・集約を検討する中で、コミュニティ広場にどのような施設を配置するかを議論すべき。③、必要な公共施設ゾーンを確保した上で余剰地活用を考えるべきであり、再編・複合化・集約・直営・官民連携など様々な施策が考えられるが、それらは手段であり、大切なのはそれが市民のためになっているかであり、それを物差しに施策を検討していくべき、というご意見をいただいております。

公共施設全体を見渡し、老朽化が進む施設や再編が進んでいない施設等を優先して再編していく必要があります。また同時に、単なる集約ではなく、中間市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置及び適正規模への見直しによる施設総量縮減を行い、また、イニシャルコストのみならず、将来世代に過度な負担を強いいることがないようライフサイクルコストも十分に考慮し、市民の利便性向上に繋がる持続可能な公共施設整備を進めていくことが重要であると考えます。

(2)整備手法について、管理運営の方法、④、中間市公共施設等総合管理計画の抜粋で、「資産経営にあたり、官民連携の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは市の公共施設の運営維持において有効となる場合がある」との記載がある。また、自治体の財政運営の基本として、地方自治法第2条第14項に「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」とある。公共施設の管理運営で官民連携が挙げられているが、「最小の費用で最大の効果を挙げる」という公共の主旨を逸脱しないよう留意しなければならない。直営または官民連携の管理運営について、短期的・長期的な費用や、公共サービスとしての水準の向上などが担保されるかなどを十分に比較検討して判断していくべき、というご意見をいただいております。

(1)でも述べましたが、長期的な視点で多面的な検討を行うことが重要です。基本構想の段階では、整備手法等について直営・官民連携など具体的な方針は示しておらず、今後のサウンディング等を通して費用対効果を比較検討して、最適な整備手法を選択していきたいと考えています。

3ページをご覧ください。

(3)必要な公共機能について（コミュニティ広場内）、市民プール、⑤、学校の体育科授業で利用できる屋内プール施設が必要。近年の猛暑の中では、屋外プールは、熱中症や熱く焼けたプールサイドによる火傷、落雷など、常に多くの危険にさらされている状態である。また、命に関わる事故のリスクが高い学習にも関わらず、諸外国に比べて教員1人当たりが見る児童数がかなり多い。さらに、天候不良によって授業が実施できないことも多く、十分な学習効果を上げられないこともある。そのような中、現在、近隣市町でも民間スイミングスクールとの連携によるプール指導が行われており、成果を上げている。本市においても、市の中心に位置するコミュニティ広場を活用して、日中は学校教育で利用し、夕方以降に一般の方が利用できる屋内プール施設を整備することで、学校教育及び社会教育の充実につながると考える、というご

意見をいただいております。近年、学校プールについては、各学校に配置された屋外プールを廃止し、市営又は民間運営の屋内プールで授業を行う方法が多くの自治体で採用されており、児童生徒の水泳技術の向上や安全性の確保、教員の負担軽減等に加えて、財政負担軽減にも寄与しているとの報告が多数あります。

また、学校再編の議論の中でもプール集約について合意形成がなされてきていると認識しています。基本構想案に記載のとおり、積極的に設置を検討していきたいと考えております。

スポーツ機能、⑥、総合体育館、屋内市民プールだけでなく、武道場や弓道場を整備する必要があると考える。武道場天道館や弓道場は、現在の立地では所在が分かりにくく、非常に利用しにくい。施設の老朽化も目立つ状況。剣道、柔道、弓道等は日本独自文化の現代武道であり、これらを集約し、一部の設備を共用する等、効率的に整備することで、各種競技大会を開催することができる屋内スポーツの拠点として整備するべきと考える。また、整備方法については現在の利用者や勤務者等の意見を十分に聴取していただきたい、というご意見をいただいております。

(1)で述べました対応案のとおりでございます。

また、基本構想案8ページに記載のとおり、複合・集約について議論する前に、中間市社会教育施設等あり方検討委員会を通して決定した各施設の方針やその後の対応状況等を整理する必要があると考えております。その上で、個々の施設についてコミュニティ広場に設置すべきであるかの検討を行い、基本計画の策定段階で方針決定できるように検討を進めていきたいと考えています。例として、1つの施設を他競技と共にできる場合（サブアリーナに武道場を入れるなど）については、積極的に複合・集約を検討すべきと考えております。

4ページをご覧ください。

生涯学習機能、⑦、要検討とされている生涯学習機能、交流機能を、不登校の児童生徒の支援機能と複合して、効率的、効果的に整備する必要があると考える。と意見をいただきまして、その後の追加意見として、現状では生涯学習機能が分散されているので、どこで何が行われているのか分かりにくい。高齢の方などの情報に疎い方でも、そこに行きさえすれば何かできる施設が欲しい、というご意見をいただきました。

⑧、中央公民館等が廃止され、施設の閉鎖・解体が行われている。廃止時、市は、各施設が果たしていた機能は維持し、市民サービスの水準は確保することを約束してきた。構想案の11ページの必要となる公共機能の中で「生涯学習機能」は「要検討」とされ「民間開発ゾーンにテナントとして配置することも検討する」とある。これは中央公民館機能のことを指していると解すが、この通り実行されれば、中間市から施設としても機能としても中央公民館が果たす市民の生涯学習の場がなくなることを意味する。もし構想案通りとなれば、中間市は憲法、社会教育法で定められた自治体の任務を放棄することになる。あえて言葉を強くして言えば、中間市は市民の文化的教養を高めるようなことはしないと言っているに等しい。コミュニティ広場に再編される中央公民館は、市民の生涯学習のための研修・会議室、ホール、調理室などを備え、利用者の支援や運営を担う事務局が一体的に配置されるべきと考える、というご意見をいたしております。

旧中央公民館が担っていた機能は、市民会館等の市内各施設を活用して引き続き維持していると所管課では考えております。

(1)でも述べましたが、人口減少が急速に進む中、本市に限らず全国の自治体が、未来を見据えた抜本的な見直しを迫られています。適正な施設総量（計画目標値は、更新費用を40年間で40%削減）を目指しながら市民のニーズに最大限応えていくためには、既成概念にとらわれず常に新しい公共施設のあり方を模索していく必要があります。今後、様々な可能性を検討しながら、市民にとって最適な形を目指していきたいと考えます。なお、他自治体の先進事例を見ますと、会議室等は、他の機能と共にでき、親和性が高いと考えられるため、現在の基本構想

案では「生涯学習機能」を「要検討」としておりますが、「必須」に変更することを提案いたします。

次に、交流機能、⑨、未就学児から高齢者まで全世代が気軽に立ち寄ることができる場として、市民図書館において利用ニーズが高い学習スペースの拡充や多目的室、キッズスペース、フリーラウンジ等を効率的に複合整備し、柔軟に使用することによって、自然と全世代の方々が集い、交流することができる空間を創出してほしい。

⑩、交流機能、にぎわい創出機能として検討されるカフェ等において、誰もが利用できる「みんなの食堂」を定期開催することで、孤食や貧困、地域社会のつながりの希薄さという課題に取組み、子供や高齢者、子育て中の親等、多様な人々が利用できる多世代交流の場にできると思う、というご意見をいただきました。

基本構想案9ページのコンセプトや10ページの目指す方向性の実現には、多世代交流空間の創出が重要であると考えています。民間の創意工夫を生かし新しい交流空間を実現した事例もあります。官民連携の手法も含め、幅広く整備方針を検討していきます。仮にカフェを設置するとなれば、官民連携が必須ですが、委員のご意見にある「みんなの食堂」についても、地域・行政・民間での協力により、十分に実現可能であると考えます。

5ページです。

教育支援機能、⑪、全世代交流空間の近くに、不登校の児童生徒の支援機能として、教育支援センターを効果的に整備することにより、学校に行けない児童生徒が通いやすくなる。それにより、学校への復帰や社会的自立に繋げることができるのではないか。また、追加意見といしまして、多様な特性を持つ子供たちのために、静かな場所、様々な活動ができる賑やかな場所など、自分に合った場所を選択できるようになれば、なお良いと思います、というご意見をいただきました。

⑫、中間市の不登校対策として「くすのき学級」がある。働く婦人の家に設置されていたが、当施設の廃止に伴い、現在は市庁舎地下に設置されている。様々な悩みを抱える不登校の子どもたちの教育環境として適切とは思えない。早急に適切な場所を検討し、今回の構想案の中で適切な新しい場所を確保すべき、というご意見をいただいております。

所管課にヒアリングを実施したところ、適応指導教室の現状としては、市庁舎地下は、人の接点が少ないとから通うハードルが低いというメリットがあり、結果的に高い復帰率に繋がったが、廊下が薄暗く、活動の幅が狭いというデメリットもあるということで、是非新たな場所の検討も行いたいとの考えでございました。所管課の検討を踏まえつつ、コミュニティ広場への配置も選択肢の1つとして検討していきたいと考えております。

したがって、基本構想案11ページの必要となる公共機能に「教育支援機能-要検討」の追加を提案させていただきます。

次に、市役所機能、⑬、市庁舎で行われている各種証明書の発行業務をコミュニティ広場内でも行うことができるよう機能を配置することで、市民の利便性に応えることができるのではないか、というご意見をいただいております。

基本構想案11ページに記載のとおり、市民の利便性向上のためにも、コミュニティ広場への窓口機能の一部移転も検討していきたいと考えております。

子ども家庭センター、⑭、現在、総合会館内に子ども家庭センターが配置されており、この総合会館に福祉関係事業を集約していくとされている。子ども政策は多岐にわたり総合会館の目的領域を超えていのではないかと思う。したがって、コミュニティ広場に移転することも検討して良いのではないかと考える。総合会館には、子ども家庭センターだけでなく市民生活相談センターなどの施設が移転しており、窮屈になっている。総合会館が果たす目的に照らし、再検討する必要があるのではないかと思う、というご意見をいただいております。

所管課におきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う体制整備を確立していくに当たって、健やか育成課間での連携及び社会福祉協議会や市民生活相談センターとの連携の面で、現在の配置が最適であるとの考えでした。総合会館に関しては、令和4年度から

「中間市総合会館あり方検討会議」により議論され、現在の配置となっていることから、その決定も尊重しなくてはならないが、今後様々な可能性を検討していきたいと考えております。6ページをご覧ください。

公園機能、⑯、市内には、小学校が遠足で利用できる適当な公園施設が少ない。垣生公園や屋島公園を利用しているが、垣生公園は橋を渡る必要があり、距離や経路から利用できる学校が限られている。また、屋島公園は面積がそれほど広くないため、一つの学校の全児童で利用するには手狭である。現在最も児童数の多い東小や南小の全児童（約400人弱）が遠足で利用できるような公園があれば有り難い、というご意見をいただいております。

大規模な公園を設置するとなれば、都市計画マスターplan等、計画への位置づけが必要となるため、さらに上位のステージでの議論が必要となります。小規模な芝生広場等であれば、コミュニティ広場再編で議論が可能なため、広場と他の施設を組み合わせることで遠足に利用できないかなど、実現可能な範囲で検討を行っていきます。

(4)必要な公共機能について（コミュニティ広場外）でございます。

交流機能、⑰、JR中間駅に近い駐車場候補地（旧曙下水処理場跡地）に、一部の学習スペースや多目的室、キッズスペース、フリーラウンジ等を分散整備すれば、駅に近く利便性が大幅に向上する。また、併設された公園を一体利用することで、より人々が集える居場所となり、交流機能が強化されると考える、というご意見をいただいております。

(1)の対応案に記載のとおり、公共施設の再編は、総合管理計画で掲げる方針を軸に検討することが原則ではありますが、真に必要な施設である場合、新規設置・分散配置の検討も必要となります。現状は駐車場での活用を想定しておりますが、様々な可能性を排除せず、今後検討していきたいと考えております。

地域包括支援センター、⑱、現市庁舎内にある地域包括支援センターを市内2か所に配置することを検討すべきと考える。地域包括支援センターは、65歳以上の高齢者3,000人～6,000人ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上配置しなければならないとされている。現在の中間市の人口が38,673人（広報なかま10月号）、高齢化率38%として、中間市の高齢者は14,695人となる。また、校区ごとに高齢化率は違いがあり、南校区では50%に達する町内もある。現在の市庁舎内1ヶ所の地域包括支援センターでは利便性も陣容も不十分。高齢者に寄り添うためには身近な地域2ヶ所に増設し配置すべき。その際、学校再編による旧校舎の活用も有効な手段になると思う、というご意見をいただいております。

現在、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が3名ずつ配置されており、不足する状態とはなっていないことです。利便性については、今後の市内の地域公共交通の充実施策により向上していくものと考えております。なお、地域包括支援センターに社会福祉協議会やシルバー人材センター、老人クラブ連合会等を集約することにより連携強化や活動の活性化が期待できるため、ご意見のとおり学校跡地の活用を議論する際には、配置を検討したいと考えます。

7ページです。

地域コミュニティの拠点施設、⑲、学校跡地の敷地の校舎を改修整備し、校区まちづくり協議会、校区自治会、老人クラブ、婦人会などの諸団体が入る事務所、会議室、調理室、地域住民がいつでも自由に使えるオープンースペース、カフェなどを整備。また敷地の一部に緑を植え公園化し、地域住民が自宅から徒歩や自転車で通うことができるようになるなど回遊性の向上に資する施設として、地域コミュニティの支え合いの拠点として活用すべきではないかと考える。また、施設の運営管理は使用する諸団体・地域住民によるものとし、その運営形態は市と

協議して決める市民協働の地域コミュニティ施設の実現を追求すべきと考える。また、地域包括支援センターの配置も検討できると思う。旧校舎を活用することで、施設の長寿命化により経費節減にも寄与することができる、というご意見をいただいております。

(1)の対応案に記載のとおり、公共施設の再編は、総合管理計画で掲げる方針を軸に検討することが原則ではありますが、真に必要な施設である場合、新規設置・分散配置の検討も必要となります。

学校再編に併せて、地域コミュニティ拠点のあり方について所管課と協議していく必要があります。今回ご意見いただいた貴重な活用案は、学校跡地活用を議論する際に参考にさせていただきたいと考えております。

(5)コミュニティ広場再編に伴い想定される課題について、渋滞対策、⑯、有効活用のためには様々な機能を集中させることが考えられるが、それにより人の流れも集中する。適度に施設を分散させることで効率の良い施設運営につながると考える。特に中間駅から通谷方面に向けた蓮花寺交差点付近は交通渋滞が慢性化しており、コミュニティ広場の整備によって、より渋滞がひどくなることが懸念される。コミュニティ広場の整備と併せて、道路や交差点のあり方も見直し、より安全かつ効率の良い交通網の整備も検討しなければならない、というご意見をいただいております。

現在策定中の都市計画マスターplanにおいて、中間駅から通谷駅にまたがる地域を中心拠点に設定し、さらなるにぎわい創出を図ることに加えて、中心拠点の形成に当たっては歩きやすい空間づくりや交通渋滞対策などアクセスしやすい環境を図ることが明記されております。

したがって、コミュニティ広場再編においても、再編の進捗に合わせて対策が講じられるものと考えております。再編に関しては、積極的に関係各課と情報共有を行っていくことといたします。

8ページをご覧ください。

(6)その他の関連する課題について、利用者との協議の場の確保、⑰、公共施設は市民共有の財産。利用する側、提供する側の相互理解のもとで運用されなければならない。以前の中央公民館は利用者個人・団体が登録され、登録団体と中央公民館が意見交換の場を持ち、運営されていた。また、以前は社会教育主事も配置されていた。利用する側と提供する側が運営について意見を出し合い協力することで協働による社会教育活動となり、公共施設の目的を達成できる。そのため、施設ごとに施設管理者、利用者・団体、地域コミュニティ団体と行政による「運営協議会」を設置し、利用者の信頼と施設管理者の責任を高めることで、公共施設の目的を果たしていくと考える、というご意見をいただいております。

中央公民館に登録されていたサークル等は、大部分が総合会館を所管する福祉支援課などの登録となり、施設ごとに意見交換の場を設ける運用となっております。中央公民館では、中央公民館運営審議会を年1・2回開催しています。また、市民会館、体育文化センター、図書館では、アンケート等により利用者の意見を把握し、運営に反映するよう取り決めており、毎月、市と指定管理者による運営協議会を開催し、アンケート結果をもとに改善方法について協議を行っています。今後も利用者との協議の場の確保に努めてまいります。

学校再編に伴う校区割り、①、本検討委員会での学校再編の議論は、中学校2校の新築の確認にとどまっている。しかし、市は、総合教育会議において、中学校は中間中・東中の2校、小学校は底井野小・北小、西小の3校を決めている。また、底井野小と中間中を小中一貫校としている。一方、通学区域審議会が発足して、中学校の区割り（小学校の区割りも含む）を議論を開始しているが、学校と地域コミュニティの関係は本委員会でも重要な課題になる。中間市には、校区まちづくり協議会、地縁団体の自治会、任意団体の老人会（老人クラブ）・婦人会・PTAなど様々な団体があり、主に小学校6校区ごとに活動が行われている。市は、これらの団体と連携し行政サービスを行っているため、小学校の再編に当たっては、校区まちづくり

協議会、自治会の校区割りについて、各団体との議論が必要と考える、というご意見をいただいております。

小学校再編に関しましては、課題も多く再編後の学校配置の決定には至っていないとの認識でございます。小学校は、地域コミュニティ活動と密接な関係にあることは認識しており、ご意見のとおり小学校再編に関しては、校区まちづくり協議会や自治会の校区割りについて関係各所との議論が必要であることから、市民協働部署との密な情報共有・連携が重要であると考えております。

以上がコミュニティ広場再編に係る意見集約についてのご説明でございます。

【委員長】

再編局長、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対し、ご意見やご質問がありましたらお願ひいたします。

大丈夫でしょうか。

【D委員】

すみません。質問のところですが、2ページの一番最初の議論の方向性の③、必要な公共施設ゾーンを確保した上での余剰活用を考えるべきであるというところですが、ご回答のところではこのことについての考え方を示されていないと思います。前回議論したときは、あくまで公共施設ゾーンを確保した上での余剰地活用、民間ゾーン整備である。そういうことだったと記憶しておりますけど、それはそういうことでよろしいでしょうか。

【再編局長】

はい。ご指摘のとおりでございます。

③の余剰地活用を考えるという部分につきましては、先にお示しいたしました基本構想案の中で、公共施設整備ゾーンと民間開発整備ゾーンということで図示しておりますけれど、あくまでも必要な公共施設ゾーンを確保した上で民間に活用していただく、その部分を余剰地として考えて活用する、という考えには変わりはございません。

対応案のところでそこの記載が十分でなかったことをお詫び申し上げます。以上です。

【D委員】

ありがとうございます。

次は、5ページの市役所機能のところです。現在市庁舎で行われてる各種証明書の発行業務等、コミュニティ広場内でも行うことができる公共機能を移転することで市民の利便性に応えることができるのではないかという、⑬のところですが、そのようなことを色々と検討されるということだと思います。実際に、今現在建っている本庁舎に何か証明書を取りに行く時、下の河川敷に車を停めて、それから信号を渡って庁舎に入していくという動作は、健常者なら精神的な問題だけでしょうけれど、やはり高齢者とかハンディキャップがある方々にとっては、苦痛とまではありませんけれど、かなり大変なことだというふうに思います。それで、できるだけ新しいコミュニティ広場にそういう市役所業務が移転されればいいな、というふうに私も考えているのですが、窓口業務の移転について検討するのは簡単なようで簡単でないと思います。例えば、証明書の発行と言っても、色々な証明がございます。

一例ですけど、転入・転出届があります。例えば転入届を提出する手續を考えますと、高齢者の方だったら、介護保険と高齢者健康保険の二つを同時に手続きしなければならない。

転入・転出手届の手續が終わった後、今度は介護保険課に行って、介護保険の転出手續もやらなければならぬ。それから高齢者健康保険の手續もやらなければならぬ。このように窓口を回らなければならぬんですね。

今の中間市は大変良くしていただいていると思うのですが、職員が案内してくれます。

「次の手続きは何課ですから、付いてきてください。」と言ってくれます。けれども、これは他の市町村でそこまでやってるところが全部かというと、多分違うと思います。

おそらく大きい市では、ないと思います。大きい都市なんかに行くと、所管課の建物が違うことだってあるわけです。是非、市民の利便性を高めるようにしていただきたいのですが、そういうことにも配慮して集約をしていかないといけない。次の手続を行うのが不便になるということになってしまったら、藪蛇になってしまいます。是非、その関連性のところまで含めて考え、新しくできる施設の利便性の高いところに窓口を持ってくるなら持ってくるというふうに、そこまで検討しないといけないと思います。一部だけ集約すると、かえってマイナス効果が出ることもありますので、その辺をよく内部で検討していただきたいと思います。

大事なことは、実際に移転する前に、市民がどういうものを望んでいるか、どういう手續の移転を望んでいるかというのを、市民の意見集約のためアンケートを取ることなども一つの方法ではないかと思います。そこは補強の意見として述べさせていただきたいと思います。

それから、一番最後の8ページの学校再編に伴う校区割りのところですが、今、学校再編に伴って、行政のやり方として、小学校校区割りにより、様々な行政と市民との連携を進めてきた経緯がございます。したがって、中学校2校、小学校3校という形で、その区割りで議論されているのですが、例えば、まちづくり協議会であるとか自治会であるとかは、従来、概ね小学校の校区割りで運営されてきましたので、この区割りが変わった場合、通学区域が変わった場合、既存のまちづくり協議会や自治会の校区割りをどのように変更するのかというのは、大変大きな議論になると思います。それについては今後十分に検討されるということですが、私は、この際に地域運営組織のあり方について議論すべきではないかと思うんです。まちづくり協議会が発足して、8年、一番古いところで10年になります。まちづくり協議会が発足したときの議論について、その時に議論されたものを調べてみたのですが、中間市市民協働のまちづくり基本方針を平成21年に制定しました。これが要するにまちづくり協議会を作っていくための市民協働の基本的な考え方です。中間市が議会にも上程し、この方針を制定し、それからスタートしているわけです。それはやはり既存のそれまでの自治組織、例えば自治会であるとか、婦人会だとか、老人会とか様々ありますけれど、既存組織の機能が残念ながら次第に衰えていっている。それを担うためには、それらが共同で連携していく協議体を作つて、行政サービスと市民サービスの双方を維持向上していくこつという、そういう趣旨でつくられた方針でスタートしてます。ですから、その後もう10年経っているわけですから、もう1回総括したほうがいいんじゃないかなと思います。今はどういう状況なのかということを。それぞれの組織にそれぞれ歴史と伝統と実績もございますので、丁寧に関連団体等々で議論しながら、この市民協働のまちづくりという理念のもとに立ち上げたまちづくり協議会の運営が現在どうなっているのか、自治会はどうなっているのかということを、コミュニティ広場、そして中間市全体の行政サービスの増進に向けた議論をしていく中で、1回総括するべきじゃないかと思うんですね。そういうことがあったので、前回意見の中で申し上げました。是非、10年間の歩みというものを総括する作業をしていただいて、例えばコミュニティ広場での運営とか、学校跡地を利用した地域コミュニティの場の運営であるとか、そういうことを考える際に必要ではないかと思うので、補強の意見ですけれども、申し上げました。

【委員長】

はい。D委員ありがとうございました。では、再編局長。

【再編局長】

はい。D委員がおっしゃられた学校再編に伴う学区割りについては、教育委員会が所管部署のため、後でお答えいただくかと思いますが、校区まちづくり協議会とか各自治会のあり方については、12月議会の一般質問等において、10数年経つことから、再度洗い出しをしたいというような、担当部長の答弁もあっておりますので、ご意見いただいたとおり、所管課との緊密な連携をとりながら情報共有し、フィードバックすべき部分はフィードバックするという形で考えていきたいと思います。以上でございます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

D委員から様々な意見が出てますので、しっかりと次の会議で答申案に意見を反映していただければと思います。特に証明発行の動線の部分は、おっしゃるとおり、1個発行するために役所とコミュニティ広場を行き来することになれば、これから市民の方の大きな負担になりますので、是非検討をお願いいたします。

他にございませんか。

【E委員】

私も質問というよりは意見なんですけれど、色々とコミュニティ広場にどういう施設を入れるかということが構想されている中で、別々の建物をポンポンと色々配置するというイメージではなく、配置した建物それが繋がっていて、なるべく連携をとって運営ができるような形をとれると市民の方も使いやすいのかなと感じています。

どうしても建物が違うと、よく使われる建物とそうではない建物というのが出てくると思うので、なるべく便利に使える形をとっていただけるといいのかなと思います。

例えば、図書館だったり、体育館を繋げてしまって、色々なところで本を読めるようにするとか、市民プールもそうですけれど、市民プール等を設置した際には、スクールが入っているとしたら保護者が待つ時間があるので、その時間を使って本を読めたりできる施設を整備していただけるといいのかなと思います。

あとは、中間市にも宿泊施設はありますが、宿泊施設自体が少ないので、簡易宿泊ができるようなネットカフェを入れたりというのも、全国的に見れば少ないですがあんまりないので、そういう施設もあると、より市民が使いやすくなるのではないかと思っています。以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

事務局からは大丈夫ですか。再編局長。

【再編局長】

はい。ご意見ありがとうございます。

基本的に我々が考えております再編構想における施設は、複合化された施設です。もう今からの時代は、それぞれが一つの機能しか持たないバラバラで単体の建物ではなく、一つの建物の中で回遊されて、色々なところで色々な活動ができる施設が、一般的なものになってます。単体で色々つくってしまいますと、エントランスや受付などが、その数だけ必要になります。施設総量を縮減し、皆様が使いやすい施設というのは、複合化・集約化された施設であるというふうに考えております。

その規模等については、今後議論していくことになろうかと思いますが、E委員が言われたとおりの形で、構想の中身は考えております。以上でございます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。
他にございませんか。

【D委員】

すみません。1つ言い忘れておりました。

会館とかそういう施設で、利用者団体やコミュニティ団体などとの会議の場を持って欲しいという意見を出しておりまして、現状について、例えば、図書館、市民館等々で、利用者や市民の意見を反映するようにしていると、ここで述べられていますけれど、要するに、新しくつくるコミュニティ広場に設置する施設についても、利用者や市民団体や提供者などを含めた運営協議会のようなものを設置する、というふうに考えてよろしいですか。

既存のところについては、今説明はございましたけれども、新しくつくる施設もそういうふうにして、利用者と管理者、それから行政などが共同で施設使用についての意見交換ができる色々な場を作る、という考え方でよろしいですか。

【再編局長】

現状においての運営方法については、生涯学習課の方にヒアリングを行いまして、このような形をとっていますということでした。対応案の一番下にも書いてありますけれど、新しい施設ができましたら、今後も利用者との協議の場の確保に努めますということで回答をいただいているので、所管課の方でそのような形で進められるかと考えております。以上です。

【委員長】

他にございませんか。
はい、B委員。

【B委員】

2ページの整備手法についてですが、管理運営方法などは、一応PFI、官民連携で考えられていて、それにおいてサウンディングを用いるということで、サウンディングをする中で、おそらくまちづくりに特化したような大きな会社と連携をとりながら、どういった形にするのかということを色々計画していくのかと思います。このサウンディングに関して、どのような形になるのかなというのが一つあって、例えば、1社のある程度大きな会社から「こういうまちをつくりました。その中でこういったことがあり、こういった形で進みました。」などの話を聞いたりするようなサウンディングなのか、それとも、複数社を入れて色々な会社から「コミュニティ広場の開発に向けて、官民連携はこのように図っていった方がいいんじゃないかな。」という話を聞くような形で進んでいくのか、その辺を少しお聞きしたい。

【再編局長】

はい。サウンディングと申しましても、様々なやり方があります。事業者との対話がいわゆるサウンディングでございますので、ある大きな会社1社と話を進めて、そことの話を具現化していくというものがサウンディングであるという考え方ではございません。
様々な事業者さんとの対話をしながら、最適な整備手法の案が対話の中から上がってきて、市としてはこういう考え方でやっていきたいという水準を定めたもの、要求水準書を作った上で、

最終的にはプロポーザル等を行います。その後プロポーザルで選定された企業さんとは、1社と計画から設計施工というふうに具体的に進んでいくんでしょうけれど、私たちは、その前段の様々な手段を考えていく中で、色々な意見をいただきたいと考えておりますので、会社の数は、1社ということではございません。以上です。

(統括官が挙手)

【委員長】

はい、お願いします。

【統括官】

今考えているサウンディングについては、公募をかけようと思っています。
広報紙などに中間市でこういう事業を計画していますという条件を記載した後に、好きにそのゾーニングをして提案してくださいという形で実施します。1つの会社を決めるというわけではなく、公募でサウンディングを行い、複数の会社と対話したいと考えております。

【委員長】

はい。他にございませんか。

他にないようですので、事前にいただいたご意見、そして本日いただいたご意見を踏まえて、事務局に基本構想案の調整をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【再編局長】

はい。次回会議でお示しできるよう準備させていただきます。

たくさんのご意見ありがとうございました。

【委員長】

はい。ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事（2）学校再編に係る意見集約について、事務局から説明をお願いします。

【指名職員 A】

はい。私の方からご説明させていただきます。

学校再編に係る意見集約につきまして、ご説明させていただきます。

資料につきましては、資料2から資料6までの5種類を今回準備させていただいております。ご説明につきましては、事前に資料を配布させていただきました資料2から資料5までにつきましては主な箇所のみ改めてご説明させていただきまして、事前にいただきましたご意見等をまとめた資料6について、本日はご説明させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいいたします。

今回は、本委員会に諮詢させていただいております、新中学校施設における時代のニーズに合った学校づくりについて、論点を整理いたしまして、本年4月から、両敷地を最大限有効に活用していくとともに、施設整備の課題であります、校舎及び屋内運動場の整備の方向性、敷地内段差の解消、樹木が繁茂している法面の整備、アクセス道整備について、経験豊富な設計会社に業務を委託いたしまして検討を行ってまいりました。

本日は、これまで検討いたしました施設整備の方向性につきまして、ご説明させていただきたいと思います。まず資料2をご覧ください。

資料2は令和7年度中間市学校教育重点目標概要版でございます。

中間市教育委員会では、教育目標として、未来を切り拓く力をもつ子供を育てる学校教育の実現を目指しております。将来を予測することが困難な時代を生きていく子供たちには、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出していく力が求められています。

学校教育が、様々な変化に積極的に向き合い取組を見直していくこと、さらなる充実に努めるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成、「特別支援教育」の充実、「信頼される学校」づくりの5つの重点目標を柱に取組を進めております。

学校再編を進めるに当たりましては、これからの中間市学校教育のソフト面の内容に対応できるよう、学校全体を学びの場として捉え、横断的な学びや多目的な活動に柔軟に対応できる学校施設、部活動や社会体育活動が促進できる学校施設、災害時の避難所機能を有する災害に強い学校施設など、高機能かつ多機能な学校づくりを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3、新中学校施設整備の計画コンセプトをご覧ください。

新中学校施設整備の計画コンセプトは、先ほどの教育目標を踏まえまして、「地域とともに未来を拓き育む、次世代の新中学校」とし、4つの基本方針を掲げております。

特に、今回の中間報告では、「安全・安心な学びの場」について、敷地内高低差、擁壁や法面、アクセス道に対する課題の整理、そして施設整備の方向性について整理を行っております。

続きまして、資料4、中学校再編に係る施設整備の方向性の検討についてをご覧ください。

学校再編において、最も重要な要素は、先ほどもご説明させていただきましたが、「教育の質の確保と地域コミュニティの持続性の両立」であると考えます。子供たちの学びを最大化し、地域の絆を維持・強化できる学校づくりを行ってまいります。

その中で、改めて、学校施設の目指すべき姿は、児童生徒が安全かつ快適に学ぶことができる教育環境の充実であり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えることができる施設であります。既存の校舎の改修では、構造上の制約から大規模な空間構成の変更は困難であります。バリアフリー化や多様性に配慮したトイレ、災害時に安心して利用できる環境を早期に整え、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成していくことできる新しい校舎等の整備を切望しております。

2ページをご覧ください。

新築又は長寿命化改修による施設整備の方向性を検討するに当たりまして、ライフサイクルコストを検討いたしました。長寿命化改修は、イニシャルコストが抑えられますが、将来的な追加改修や隠れた劣化部分による漏水等のリスク、ランニングコストが新築より高いなど長期的なコスト増加のリスクがあります。新築の場合は、合理的な配置計画や建物、地形を活かした造成計画等によりライフサイクルコストを総合的に検討することが可能になります。また、環境に配慮した高効率な設計によりエコスクールが実現でき、長期的な総コストで長寿命化改修より優位性があると考えられます。

3ページをお願いします。

今回、2019年に策定した学校施設長寿命化計画のデータを基に、改めて長寿命化改修の場合のライフサイクルコストを試算いたしました。長寿命化改修を実施し、建築後80年で改築した場合、2019年から2059年までの40年間で、全10校を長寿命化型で維持・更新した場合、累計で約474億円、年間約11.85億円が必要となります。

再編を想定している中学校4校と底井野小学校を含めた5校の建物延べ面積は全体10校の約46.9%であることを踏まえまして、費用を試算いたしますと、40年間で約222億円、年間では約5.55億円が必要となります。

4ページをお願いします。

中間中学校と中間東中学校の敷地において新築した場合のライフサイクルコストの試算になります。建築物のライフサイクルコストとして、使用年数を80年と想定して、建設・運用・保

全・使用終了時のコストを検討いたしました。2校の合計で約404億円、40年間では202億円となり、年間約5.05億円が必要となります。

5ページをお願いいたします。

5ページの下段の方になりますが、長寿命化改修と新築のライフサイクルコストの試算比較結果といたしましては、40年間のコスト比較をした場合、新築の方が年間で約5,000万円のコスト削減が見込まれる結果となりました。

6ページをお願いします。

こちらの6ページと7ページの耐力度調査の結果につきましては、前回の第5回の会議でご説明させていただきましたので、本日は割愛させていただきたいと思います。今回の耐力度調査の結果からも新築の整備を教育委員会事務局としては求めているものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

敷地内段差への対応及びアクセス動線の整備について、ご説明いたします。既存敷地（現況図）の横の計画地が抱える課題のところをご覧ください。まず、中間中学校の敷地が抱える主な課題は、敷地内の高低差が大きく、安全かつ安心な動線が確保されていないこと。メインのアクセス道が狭く、歩車分離が困難で登下校時の安全性が確保されていないこと。敷地内のはびこる樹木や劣化が著しい擁壁等、整備利活用が必要であることなどです。

その対応策として、大きく3つの案を今回検討いたしました。

まず、（1）全面造成を行う案です。敷地内段差への対策として、上段及び下段を中段の現在グラウンドの高さに合わせ、敷地を全面フラットにする案です。アクセス道については、全面造成することから開発行為に該当するため、幅員6m以上を確保する必要があります。

この案は、敷地内段差及び浸水想定区域がなくなり、防災拠点として十分な機能を確保することができますが、十分な事業費と十分な工期の確保が必要となります。

続いて、（2）部分造成を行う案です。敷地内段差としては、現在の3段をそのまま活用し、上段と中段をつなぐ緩やかなスロープを設置することで、敷地中段と下段の段差約8mは、スロープ状の4m幅の構内通路で安全性と利便性を確保しております。アクセス道については、下段にロータリーと駐車場を整備し、送迎時の混雑緩和に対応しています。

また、校舎につきましては、現在グラウンドとして利用している中段に設置し、小学校機能を移設することを想定した増築スペースを確保、屋内運動場と武道場は既存の施設を活用することを想定した案となっております。

続いて、（3）部分造成の2つ目の案です。敷地内段差とアクセス道の対策は先ほど（2）と同様です。違いは、屋内運動場と武道場を中段に建設する校舎と同じところに合築して整備する案となっております。

9ページをお願いいたします。

次は、中間東中学校の敷地が抱える主な課題です。既存のグラウンド以外にグラウンド利用できる平坦な場所がなく、工事期間中の教育活動への懸念があること、敷地内に高低差があり、安全かつ安心な動線が確保されていないこと、メインのアクセス動線が狭く、歩車分離が困難で登下校時の安全性が確保されていないこと、敷地内のはびこる樹木や劣化が著しい擁壁等の整備利活用が必要であることなどです。中間東中学校の敷地につきましても大きく、3つの案を検討しております。

まず、（1）全面造成を行う案です。敷地内段差につきましては、既存のグラウンドの高さに合わせて現在校舎がある箇所を造成し、全面フラットにする案です。

アクセス道については、車両が通れる通路を東側からS字で新設し、北側から歩行者や自転車が通行できる6mの通路を整備いたします。

この案は、全面造成を行うことから、敷地を最大限に有効活用することができます。そのため、東部地区の全児童生徒、教職員の学校給食約2,900食を提供できる施設を併設することができ、

災害時の防災拠点・地域コミュニティの拠点としての機能を確保できる案となっております。しかしながら、こちらにつきましても十分な事業費と十分な工期の確保が必要となります。次は、(2)部分造成としてグラウンドの周囲に沿って構内通路をつくる案です。敷地内段差としては、既存の2段の段差をそのまま活用し、上段からグラウンドへの屋外階段の再整備とスロープを設置することで対応いたします。

アクセス道については、車両が通行できる6m幅の通路をグラウンドの周囲に沿って校舎がある上段へと新設整備するものです。この案は、車両が通行できる構内通路を新設することができ、アクセス道の改善を行うことができますが、敷地内高低差への対策、構内通路を新設するための造成費及び工期の確保が必要となります。

続いて、(3)部分造成として、北側や東側、南側からの歩行者が通行できる歩道を造成して新設する案です。この案は、車両のアプローチが現状と同様であるため、登下校時の混雑や災害時の避難経路の確保などの運用面、敷地内段差への対応に懸念があります。

続きまして、資料5をご覧ください。

資料5は、新中学校における時代のニーズに合った学校づくりについてと言うタイトルのものになります。教育委員会事務局まとめという資料です。

これまで検討した内容を踏まえまして、教育委員会事務局としての考え方を整理したものとなります。校舎、体育館、武道場、敷地内高低差、アクセス道の整備について、ご説明させていただきます。

まず、中間中学校敷地についてです。

①校舎整備、②体育館及び武道場の整備に関する整理といしまして、校舎は建替えが望ましいこと、体育館や武道場は敷地の有効活用及び維持管理負担の軽減から校舎に集約して建替えることが望ましいと考えております。

③敷地内高低差の解消方法に関する整理につきましては、大規模な造成が開発行為に該当し、敷地に接する道路の拡幅等の条件の整理に時間を要すること、子供たちの学習環境を早期に改善することを重視し、開発行為を行わず、3段という敷地の特性を活かし、スロープや構内通路で解消を図ることが望ましいと考えております。

④アクセス道の整備に関する整理といしましては、既存のアクセス道において、正門側は生徒の登下校用、遠賀川側を送迎等の車両用の道路として、運用方法によって歩車分離を図り、登下校時の安全確保を図っていくことが望ましいと考えております。

2ページをお願いいたします。

中間東中学校敷地についてです。

①校舎整備、②体育館及び武道場の整備に関する整理については、中間中学校と同様、校舎は建替え、生徒の大幅な増加によって既存の体育館では面積不足が見込まれることから、校舎、体育館、武道場を集約して建設し、敷地を最大限有効に活用することが望ましいと考えております。

③敷地内高低差の解消方法に関する整理につきましては、中間東中学校の敷地は6m道路に接していることから、開発行為の基準を満たしております。再編により生徒数が大幅に増加することが見込まれ、敷地面積の不足が見込まれることから、敷地を大幅に造成し、グラウンドの地盤に合わせることで、高低差を解消し、敷地内有効面積を増やし、グラウンド面積も拡幅していくことが望ましいと考えております。

④アクセス道整備に関する整理については、再編による生徒数の大幅な増加が想定されるため、生徒の安全な通学環境の確保、避難所への安全な避難経路の確保の観点から、東側の市道からS字で車両が通行できるアクセス道を新設することが望ましいと考えております。また、現在、徒歩通学が可能な階段が北西に1つのみありますことから、全周囲から通学できるような歩道を整備することが望ましいと考えております。

3ページをお願いいたします。

2、法面の整備手法についてです。

(1)法面整備に要する概算事業費として、各概算事業費をまとめております。

(2)法面整備手法に関する整理につきましては、地盤の条件や高さ、勾配、周辺環境など様々な視点に基づいて、総合的に検討した中で決定する必要があると思っております。

そのため、両敷地とも、1つの方法に絞るのではなく、基本的には、植生工とコンクリート吹付工を組み合わせた手法が望ましいと考えております。

3、新中学校施設整備におけるプール施設に関する整理についてです。

現在の各中学校のプールは屋外型であり、利用期間は夏季の2か月程度に限定されている状況です。近年の猛暑や天候により授業実施の可否は影響されます。利用開始前の清掃作業や利用期間中の水質管理など、教職員の負担もとても大きなものがあります。

今回、コミュニティ広場において、公共施設ゾーンに社会教育施設等を複合・集約化することとされておりすることから、新中学校には、プール施設を整備せずに、公共施設ゾーンに屋内型の温水プールを整備し、各学校から通う形式が望ましいと考えております。

4ページをお願いいたします。

4、中学校再編に係る施設整備の方向性として、先ほどご説明させていただきました各案にそれぞれの概算事業費をお示ししております。

中間中学校の敷地について、上段の(1)全面造成する案につきましては、約111億5千万円となっております。(2)と(3)の部分造成する案は、それぞれ、中学校のみを整備する場合が、約61億円から約69億円、小学校を一体整備する場合が、約86億円から約97億円となっております。

5ページをお願いいたします。

中間東中学校の敷地についてです。(1)全面造成する案が約113億円。(2)部分造成する案が、敷地内に自校分の給食施設しか設置できないことから、別敷地に給食センターを整備する費用を含めまして、約118億円、(3)部分造成する案につきましても、別敷地に給食センターを整備する費用を含めまして、約112億円と試算しております。

6ページをお願いいたします。

今回、これまでの上半期の検討内容を踏まえまして、教育委員会事務局といたしましては、中学校再編に係る施設整備の方向性として、中間中学校の敷地につきましては、前頁の(3)部分造成を行う案として、敷地の特性である3段をスロープや構内通路で段差を解消し、運用面にて歩車分離を行うなど狭溢なアクセス道の対策、中段に校舎と体育館、武道場を新設整備する案が最も望ましいと考えております。

中間東中学校の敷地につきましては、再編により生徒数が大幅に増加することが見込まれますので、敷地を最大限に有効に活用することが必要となると考えております。そのため、(1)全面造成する案として、敷地内段差の解消、給食センターを設置できる敷地面積の確保、グラウンド面積の確保、東側から車両が通行できるS字型で構内通路を新設することによるアクセス道の改善を行う案が目指すべき方向性であると考えております。

それでは、続きまして最後の資料になります。資料6をご覧ください。委員の皆様からいただきましたご質問や意見についてご説明させていただきます。事前に委員の皆様からいただきましたご意見等の概要につきまして、論点ごとに整理しております。

まず、論点①として、校舎や体育館、武道場等の新設又は長寿命化改修等による施設整備の方向性について、4件のご意見をいただきました。主なご意見として、No.①、子供たちのため、未来への投資と考え、安全安心でよりよい環境を校舎等を新築し、早期に整えてほしいというご意見です。教育委員会事務局といたしましても、今回の耐力度調査の結果等から、新築によ

る整備を行い、今求められている多機能かつ高機能な新しい学校施設を構築したいと考えております。

No.②は、物価の状況からコスト面からも早期の新築による施設整備を切望していること、保護者や子供たちは学校が新しくなることを期待しており、遅れることで、新しくなるのか不安に感じているというご意見です。

本年度中には、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、新中学校施設整備実施計画を策定し、保護者や子供たちの不安を解消できるよう、学校再編だより等を通じて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。

No.④は、施工期間が長くなることにより、恩恵を受けることができない子供たちへの支援が必要ではないかというご意見です。

ご意見のとおり、学校施設整備を行う上で、施工時期にあたり、新校舎等に通うことなく卒業を迎える生徒への支援策につきましては今後是非検討していきたいと考えております。

続きまして、論点②、敷地内の高低差の解消や樹木が繁茂した法面の整備の方向性について、No.⑤、建物以外の法面等の整備に、当初の想定を上回る費用が発生するのであれば、別の敷地の検討を行うべきではないか。中学校敷地だけでなく、小学校敷地を踏まえて検討を行うべきではないかというご意見です。

教育委員会事務局といたしましては、これまでの市長と教育委員との意見交換の場である総合教育会議において、両敷地の特性から様々な改善が必要であることを報告した中で、全市的なまちづくりの見地から通学負担を軽減できる中間中学校と中間東中学校の敷地が選定されたと認識しております。

これ以上、遅れることなく、学校施設の老朽化や教育内容の多様化に対応できる教育環境の整備に早期に取組んでいきたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

論点③、安全安心な通学環境や災害時の避難所としてのアクセス道の整備の方向性について、No.⑥、安全安心な通学環境となるようアクセス道の整備を行ってほしいというご意見です。

ご意見のとおり、生徒の安全安心な通学環境を確保していくことが重要と考えております。アクセス道の新設又は新設できない場合は、運用面で歩車分離を図るなど検討を行っていきたいと考えております。

最後に、論点④、プール施設の整備の方向性について、No.⑦、安全面、維持管理の面からも学校以外の場所に集約して、屋内のプール施設に学校から送迎する方法を検討してはどうかというご意見です。ご意見のとおり、新中学校施設整備において、プール施設は整備せずに、各学校からバス等で通う形式が望ましいと考えております。

以上につきまして、委員の皆様から事前にいただきましたご意見等の概要及び教育委員会事務局としての考え方ございます。

ご説明は、以上になります。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対し、ご意見やご質問がありましたらお願いいいたします。

【B委員】

質問です。今月行われました定例教育委員会を傍聴していたんですが、中学校2校を造るに当たって、中間中学校の人数についてどれぐらいの規模で中間中学校に入れるのか、また東中学校の人数についてもどれぐらい入れるのかということでお聞きしましたところ、その時の返答

が「中間中学校は約 250 人程度の中学校を造る。東中学校は約 760 人程度の中学校を造る。」というような内容の話でした。

現状、中学生が何人おられるかお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

【指名職員 A】

はい。お答えいたします。

令和7年5月1日現在ですが、中学生の人数は 921 人です。

【B 委員】

はい、ありがとうございます。

現在の生徒数が 900 人余りで、今回、1000 人を超える学校を造ろうとしてるわけですね。

中間中学校と東中学校を足した数であればそうなるんですが、社人研、国立社会保障人口問題研究所が出している中間市の人口の推移を見てみると、2050 年で約 2 万 6000 人。

今が 2025 年で 3 万 9000 人弱になっていますが、今後増えるような予想にはなっていません。その中で、「既に 900 人もいかないような生徒数ぐらいになってきているのに、1000 人規模の学校を 2 校造るのか。」ということを、定例教育委員会の委員が言われたんですが、この辺は柔軟に変わっていくようなものなのか、ということをお伺いします。

【指名職員 A】

はい。今回の概算事業費を算出するための概算の生徒数になります。

今後、通学区域審議会の中で検討された内容の生徒数に応じて、柔軟に対応していきたいと思っております。

【B 委員】

はい、ありがとうございました。

その中で、東中学校の件も少し出ていました。

東中学校の件で言っていたのが、今後工期的なもので造成に 2 年、建設に 2 年で、4 年間はかかるということだったんですね。既に令和 8 年になろうとしているんですが、4 年間ということは、もし東中学校を選定するのであれば令和 10 年スタートには当然間に合わないということになります。東中学校と中間中学校の 2 校でいこうという話になった元々の経緯が、南中学校だったら中間市の外れになるから東中学校の方がいいのではないかと。そして、中間中学校については、川西地区にやはり学校が 1 つは必要だろうということで、東中学校と中間中学校になったと。これは聞いた話なんですが、そういう経緯があったということを聞いています。その中で、当然、中間南中学校の方が事業費はかかるんだろうと。東中学校の方が、当然、事業費の面では多額にかかるのだろうということで話された中で、それでも、地理的特性からいけば東中学校の方がいいのではないか、という理由で東中学校に決まったということを聞いています。当時はそれでもいけるという判断で、お金をかけてでも東中学校で大丈夫だということで、東中学校に決まったと思うのですが、この 3 案が出てきて、思いのほか多額な事業費になることが分かったという状況です。率直なところ、執行部として、予算面を考慮して、この 3 案でいけるのかどうなのか、ということをお伺いしたいと思います。

今回の 12 月議会の一般質問において、ある議員が質問した時に、これからの中間市の財政需要として、10 年間で約 204 億円かかるという答弁も出ているんですね。「他の事業等で 204 億円かかるという中、中学校の再編でこの金額をかけてしまうと、本当に市の体力がもつのか。」とその議員が言われてました。私も、それがいけるかいけないのかということは正直分からぬところではあるのですが、新築と改修であれば新築の方がお金からないということであれ

ば、当然新築でやるべきだし、その新築の規模がどういった形で、どれほどの事業費がかかるのかというところで3案が示されてますけれども、私は、結局どの案にしてもこれがベストだというような案にはなっていないと思うんですね。

一例を挙げたら、中間中学校でも、全面フラットにするか3段残すかという話になってるわけですね。学校の建て方について、全小中学校で現在10校ありますが、グラウンドより低いところに建っている校舎はありません。10校すべてがグラウンドより高いところに建っています。でもこれ、中間中学校を3段残すということで真ん中に校舎を建てるということは、8m上に小グラウンドがあるという形になります。そうなったときに、3階ぐらいのところにグラウンドがあるわけです。その建て方で本当にいいのか。3段残すパターンでやったときにですね。そうであれば、フラットにするのかという話にもなりますが、フラットにすると多くのお金がかかるし、また色々なところで制約がかかって時間がかかるという話にもなっています。

そういうことを色々考えたときに、例えば、中段レベルでグラウンドをそろえて一番下段を残すなど、そういう形でグラウンドを利用するような形の案が出なかつたのかと思ってしまいます。色々と業者からの資料が出てきて、それを検討して、その中で揉んだ話だと思うんですけれども、果たしてこれが本当に素晴らしい案なのか。そのような案がすべて出てきたとしたらすんなり決まると思うんですが、なかなか難しい問題が出てきている状況ではあるけれど、これでいいんじゃないかということで提案されていると思うんですね。

だから私は、例えば学校の建て方においても、中段に校舎を建設すれば、例えば大雨で水が流れ込むなど、8m上にグラウンドがあることによる様々な問題があるんじゃないかというふうに思っていますので、本当に執行部がこの案で納得して提案されているのかなというのが、少し気がかりでならないというところがありましたので。

私は、時間がかかるという中でも、早期にやりたいという気持ちも分かるんですね。

だけど、4年間かかるという案件も東中学校で残されてまして、それであれば、一度立ち止まって、違う候補地で検討した方が工期的には早く出来上がるんじゃないかなという懸念を持っています。

例えば、当時は中学校再編で候補地が4つしかない、その4つの中でどう考えるかという話の中で中間中学校と東中学校が選定されたわけなんですね。東校区を考えたときに、当然、西小学校と東小学校があって、同時に小学校も3校に再編するという中で想定されていることとして、東小学校がなくなりますよというような、なくなるという言い方は失礼ですけど、東小学校を使わずに西小学校に集約するという案、これもあくまでも案なのでどうなるか分かりませんけれど、そういう案が出ていますという話であれば、東小学校が空くという形になるんですね、形的には。そうであれば、東小学校の方が有効活用できるんじゃないかなと思うんですよ。わざわざ東中学校を選定し、多額のお金をかけて法面等の整備をするよりも、東小学校となれば工期的にも短くなるし、当然金額的にも安上がりになる。同程度のお金をかけるなら、そういうた法面工事など様々なところにお金をかけるよりも、校舎にそれだけお金をかけるということであれば、すんなりスムーズにいけるんじゃないかなと思います。

私の個人的意見で、何も分らないんですけど、そういう意見があります。そういったところを踏ましたときに、考えなければならぬのは、まず予算額ですよね。予算額、要するにこれから財政需要を含んだところの予算額の面で、本当に中間市の体力がもつのかということを少しお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

【委員長】
事務局側、今お答えできますか。

(統括官が挙手)

【統括官】

はい。先ほどB委員が言われた先日の一般質問の中で答弁いたしましたが、今後10年間での行政需要に204億円かかると試算しております。その中に、学校の再編部分も入っており、120億円が学校再編にかかる行政需要となっております。残りの80億円が別の事業の行政需要です。しかし、業者から報告を受けた内容では、中学校の2校で200億円かかるということなので、正直に言って、財政状況としては、この案では今のところは少し厳しいかなとは思っています。

【B委員】

ありがとうございました。

今、総務部の方から返答いただいたんですが、やはり少し厳しいかなという感を持つつも、一応これを提案されてるわけですね。

そうであれば、今言ったように、お金がかかるないようにするにはどうすればいいかということを、もう一度立ち止まって考える必要があると思います。当時は東の外れだから南中学校よりも東中学校がいいんじゃないかということで東中学校が選定されて、いけると踏んでの東中学校だったと思うんですけれども、いざ蓋を開けてみると、これだけのお金がかかるというのであれば、少し日数がかかるにしても、一旦立ち止まることも必要だと思います。南中学校に仮に決まった場合は、工期的には短く済むと思うんですね、今の東中学校に建てるよりは。また、例えば今言ったように、東小学校と西小学校も候補地として見たときに、いずれにしても東中学校を建て替えるときには東中学校の生徒は南中学校かどこかに仮校舎などを建てる必要がありますよね。どちらの方に通う予定になってるんですか。この建設中に生徒が通う場所というのは、どちらになるかというのをお伺いします。

【指名職員 A】

はい。まだ検討している段階でございます。もし今の東中学校を造成するとなれば、今委員がおっしゃっていただいたように、安全面を一番に最大限考えていきたいと思いますので、同じ中学校の別の敷地、近くだと南中学校などに一旦東中学校の生徒の皆様は移動していただくということを、今回の検討の中では想定しております。

【B委員】

ということは、やはり仮校舎を建てて、南中学校に避難じゃないんですけど、勉強に差し支えないように考えるということでございますので、そうであれば仮校舎を建てるという前提がもう既にあるわけですよね。その場所がどこなのかという話であれば、今言ったように、例えば、これは個人的な意見ですけど、東中学校に中学校を建て替える場合は、当然、東小学校に建て替えたときに東小学校の生徒じゃどうするのかのという話にしかならないと思うんですね。

だからそういうときは、例えば、西小学校に統合するという頭があるんだったら西小学校に仮校舎を建てて、東小学校を整備して、東小学校の敷地に東中学校を建てて、東中学校が整備できれば南中学校と東中学校が空きますので、東小学校に例えば建てて一旦東小学校戻すとかそういう形で臨機応変にできないものかなと思います。それだけお金をかけるのであればですね。当然、候補地を決めた当時は、敷地面積がなくて、4校で考えてるからそうなったと思うんですけれども、小学校の再編も出てきて、当時は中間中学校に底井野小学校を入れるとかそういう案もなかったと思うんですが、話が進んでくると、こういう話が出てきて、今そういう難しい状況になっているということを考えると、私は、そういう面で小学校が空くという話の中で、仮校舎を建てるというのであれば、一旦、西小学校に、例えば東小学校の校舎を建てるとか、仮校舎を建てて、小学校に少し迷惑をかけますけれども、一旦先に移動しても

うって、早急に東小学校で中学校を建てて、東中学校でも南中学校でも空いたところに、当然東小学校は東中学校近いので東小学校の生徒を一旦東中学校に戻すとか、そういう柔軟な考えを持って進めた方が工期的にも短くなると思うんですね。

中間中学校の方も今言ったように、少し問題があるんじゃないかなと。建ててしまってこんな問題が起こったとか、そういうことないようやく、やはり校舎は、グラウンドより高いところにあった方がいいと思いますので、その辺も例えば、中段レベルに上段と中段を合わせたような形で建てて、下段の方にグラウンドを配置するとか、そういう形の方がいいのではないかと思います。一応そういう意見を言わせてもらいますので、どうぞ検討の方をよろしくお願ひいたします。

【委員長】

はい。ありがとうございました。他にございませんか。大丈夫でしょうか。

それでは、学校再編に関しても、委員のご意見が様々出ましたので、それらを踏まえまして、事務局に最終答申案の調整をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【指名職員 A】

はい。ご意見ありがとうございます。

次回に向けまして、いただいたご意見を踏まえまして、答申案の調整を行っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員長】

はい。よろしくお願ひいたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

最後に事務局から連絡等ありましたらお願ひいたします。はい、再編局長。

【再編局長】

はい、ありがとうございます。

次回会議は、1月中旬の開催を予定しておりますので、詳細が決まり次第、皆様にはご連絡をいたします。事務局からご連絡は以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

では、これをもちまして本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でございました。